



文字書き



メダケ (左) とメダケ (右)



紙張り



糸目付け



竹選び

大風が できるまで

座間市大風まつりで掲揚する大風は、市大風保存会を中心として市民や市内の団体などの協力の下、およそ2カ月かけて製作されます。

担当 市大風まつり実行委員会事務局(商工観光課内)
☎046(252)7604 046(252)3550

骨組み

大風には軽くてしなりのある「メダケ」と強くて長さのある「マダケ」を約150本使います。1本そのままの竹の他、数本を組み合わせたたり、細く割った竹を麻縄やわら縄で結び、風の骨組みをします。骨組みは、竹の強度と風のバランスを見ながら進め、横と斜めの竹はしなりのあるものを、縦の竹には強いものを使います。

文字書き

縄入れを終えた百畳敷き(13メートル四方)の和紙に小さな見本を基に木炭で下書きをします。下書きが終わると風文字を2色に塗り分けられます。風文字の右上の文字は赤色で太陽を、左下の文字は緑色で大地を表しています。

糸目付け

骨組みを終えた大風に、糸を引くための47本の糸を結び付け、風を受ける姿勢に起こし、風糸の張り具合を決める作業を「糸目付け」といいます。当日、大風が揚がるかどうかは、糸目付けで決まるといって重要な工程です。

紙張り・縄入れ

強度と風の流れを考え、大風に用意した新聞紙の特別な和紙を貼り合わせます。大風には縦1.7メートル、横6.6メートルに貼り合わせた和紙を16枚使用し、貼り合わせた和紙は、大風へ結びつけるための縄を取り付けます。



資源物の回収にご協力を

庭木の枝類(剪定枝)の排出方法

家庭で庭木を剪定した際に出る枝類は、資源物として無料戸別回収をしています。回収には事前に問い合わせ先へ申し込みが必要です。集積所に出しても回収されないのをご注意ください。

- 対象 直径20センチメートル以内、長さ1メートル以内の枝
- 排出方法 直径30センチメートル以内に結束(細かい枝などは袋で排出可)
※落ち葉や下草も無料で戸別回収しています。土や石などが混ざらないように袋に入れてください。

○問い合わせ先 剪定枝回収申込電話 ☎046(252)7560

缶・瓶の排出方法

- 対象 資源物の回収日に出すもの
- ▽缶=飲料用の缶、缶詰などの食品の缶▽瓶=飲料用の瓶、調味料などの瓶

燃えないごみの日に出すもの

- ▽缶=スプレー缶、一斗缶、塗料の缶など▽瓶=化粧・薬品の瓶など
- 排出方法 ふたをはずし、中身を空にして洗浄後、アルミ缶はつぶし、袋に入れる(缶と瓶は別の袋に入れる)

担当 資源対策課 ☎046(252)7659 046(252)7616

5月に納めていただくのは

▽固定資産税・都市計画税(第1期)▽軽自動車税(全期)
※市指定の金融機関、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストアなどで納めてください。使用料などもお忘れなく。
※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。
※納期限を過ぎると、督促状を送付します。また、延滞金を納めていただく場合があります。
※毎月第2・第4土曜日午前8時30分~正午、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しい内容は収納課 ☎046(252)8021へ(国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003へ)。

5月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいつでも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活(訪問販売・多重債務など)	毎週月曜~金曜日午前9時30分~正午と午後1時~4時	☎046(252)8490(電話相談可)
弁護士(面談のみ)	8日	予約制(電話可)受付☎046(252)8218市役所1階相談室 ※7日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は年度内一人につき1回(25分以内)、その他の相談は一人30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越してください。
	14日夜	
	15日	
	21日夜	
行政書士(遺言書等作成)	16日	毎月第2・第3・第4火曜日午後6時~8時30分 毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分~4時30分 毎月第3火曜日午後1時30分~4時 毎月第4金曜日午後1時30分~4時30分
	9日	
	16日	
	21日	
司法書士(登記・少額訴訟)	17日	奇数月第3金曜日午後1時30分~4時30分
	23日	毎月第4木曜日午後1時30分~4時30分
市民一般	10日	毎月第2金曜日午後1時30分~4時30分(9日まで受け付け)
	毎週月曜~金曜日午前8時30分~正午、午後1時~5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218
人権擁護委員(近隣問題など)	14日	毎月第2火曜日午後1時30分~4時 ☎046(252)8087
ドメスティックバイオレンス	毎週月曜~金曜日午前9時~正午と午後1時~5時15分	市役所1階広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483
認知症	毎週月曜日午前10時~正午、午後1時~3時	担当 介護保険課 ☎046(252)7084
社会福祉士(成年後見制度)	16日	奇数月第3木曜日午後1時30分~4時30分(予約制(電話可)。13日まで受け付け) 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127
	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時~正午と午後1時~3時(予約制(電話可))	ぼむ出張相談毎月第3木曜日午前9時、10時30分(各一人で予約制(電話可)) 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132
障がい者就業支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時~正午と午後1時~3時(予約制(電話可))	市役所1階障がい福祉課
自立サポート相	毎週月曜~金曜日午前9時~午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566
駐留軍離職者	16日	毎月第3木曜日午前10時~午後3時 さまコミュニティプラザ2階8会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604
児童	毎週月曜~金曜日午前8時30分~正午と午後1時~5時15分(電話可)	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026
	毎週月曜~金曜日午前9時30分~11時30分と午後1時~4時(予約制(電話可))	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201
青少年	毎週月曜~金曜日午前9時~午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907
	毎週月曜~金曜日午前10時~午後4時	市役所5階教育研究所 ☎046(259)2164
教育子どもいじめホットライン	毎週月曜~金曜日午前8時30分~午後6時(電話のみ)	担当 教育研究所 ☎046(259)2164
	毎週月曜~金曜日午前9時~正午、午後1時~4時(予約制(電話可))	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732